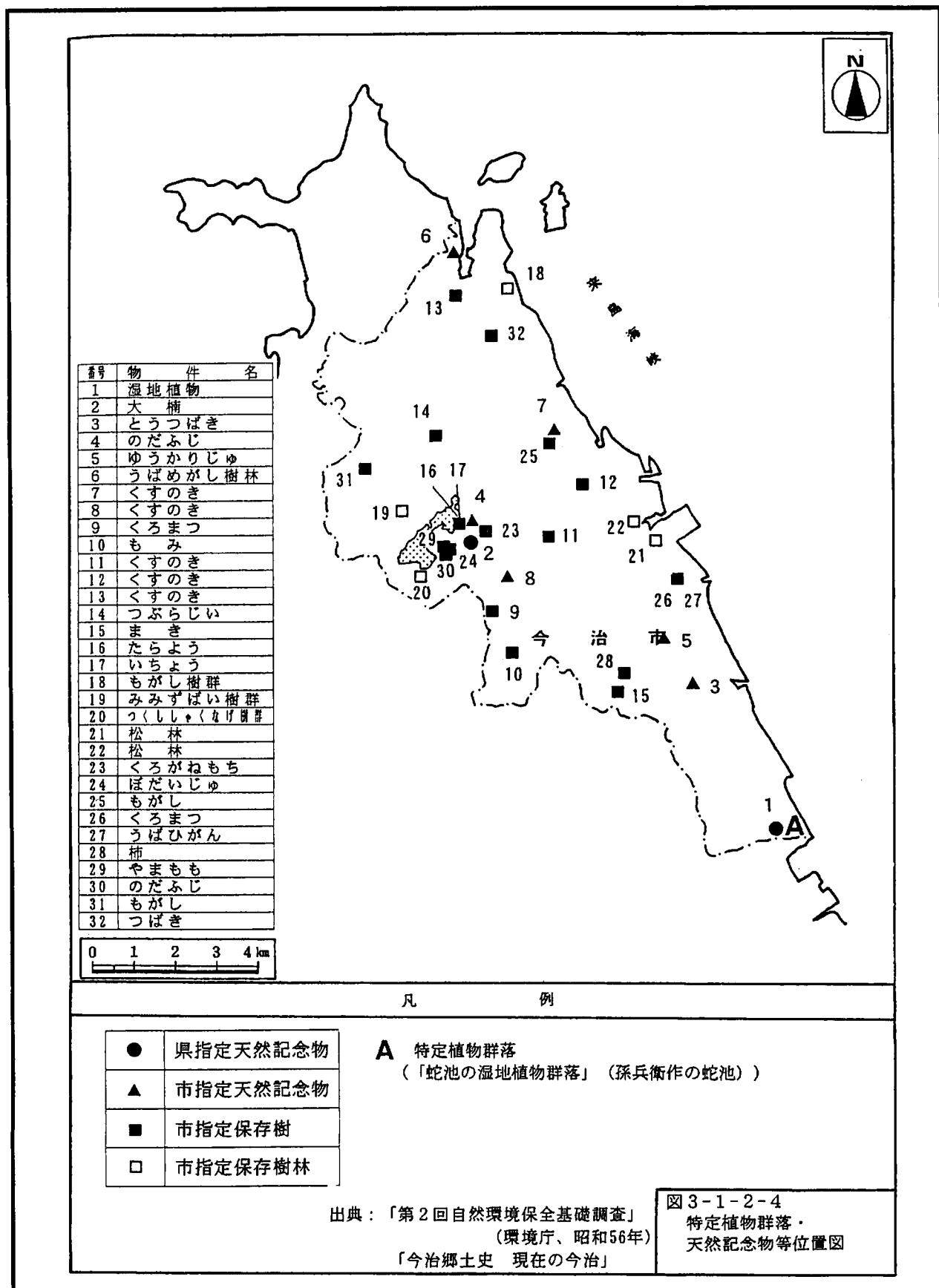


(例)



資料：今治新都市第1地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書 平成12年4月 愛媛県

12-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表12-5に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表12-5 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

環境要素	選定に際しての考え方	手法の重点化・簡略化
①植物相	・無植生地以外は選定	・特に植物相が豊かである、特徴的である、注目度が多様存在する等の可能性がある場合は重点化 ・芝生等の管理草地、集約的利用がなされている農地等、人為的な管理が強いところは簡略化
②植生	・無植生地以外は選定	・自然度が特に高い、特徴的である注目すべき群落が存在する等の可能性がある場合は重点化 ・芝生等の管理草地、集約的利用がなされている農地等、人為的な管理が強いところは簡略化。ただし、農地であっても自然性が保たれている水辺地や耕作放棄地がある場合は重点化
③土壤	・植生と同じ。	・植生と同じ。
④注目すべき個体・群集・種・群落	・注目すべき対象が存在すると想定される場合に選定。ただし、自然的地域にあっては自然的地域の、都市にあっては都市の注目すべき対象があるため、基本的には無植生地以外は選定 ・大径木は、主に都市的地域、田園地域において選定	・対象の重要度（絶滅の危険性の程度等）と、地域個体群の状況等に応じて重点化、簡略化
⑤保全機能	・森林が存在する場合には、その森林に期待される機能を選定（一般的には、水源かん養機能と山地災害防止機能を主とする） ・また、水田については、洪水防護機能、地下水かん養機能を選定	・地形、周辺土地利用等の条件から特に重要であると推定される機能について重点化 ・改変が想定される森林や水田の面積が極めて小さい場合、地形、周辺土地利用等からみて森林や水田の果たしている機能が小さいと想定される場合には簡略化
⑥その他	・都市的地域にあっては、緑の保全の観点から緑被率等を選定	・市町村の計画等において、緑の保全や緑化の重点地域等となっている場合は重点化